

古河市文化芸術振興基本計画

- 概要版 -

こころゆたかな
日々がある

こがで
くらすこ
KOGA KURASU

令和6年3月
古河市教育委員会

策定の趣旨

古河市が育んだ文化の土壌と多くの文化人たちの功績を保存し、後世へ継承しつつ、新たな文化芸術分野の発展を推進するため、改めて本市の文化環境の全体像を見据え、その取り組みと基盤構築の方針を示すことが必要とされています。

本計画の策定を契機に、文化芸術振興に向けた機運を高め、文化芸術の面から、より一層の地域社会の活性化と市民の郷土愛の醸成等を目指します。

計画の範囲

文化芸術基本法をふまえ、本計画の対象としての文化芸術の範囲は以下の通りとします。

計画対象分野			
芸術	メディア芸術	伝統芸能	芸能
生活文化・国民娯楽・出版物およびレコード等		文化財	地域文化

計画の期間

本計画の期間は、令和6年(2024年)度から令和10年(2028年)度までの5か年とします。

ただし、他の施策等の策定状況等、必要に応じて見直しを図ることとします。



わたらせ水辺の楽校 橋脚イラスト「古河 THE ANIMATION」

施策の展開

計画の目標像

文化芸術で
ひとびとの心が
健やかに育まれる

住みたいまち、
住み続けたいまち
古河

計画の基本的な方向性

古河で文化芸術を楽しむ

文化芸術に
触れる
知る
味わう

基本施策1 市民が文化芸術に触れる機会の拡大

文化芸術が市民の日常に根付くことで、心豊かなくらしが送れるよう、様々な文化芸術との出会いの機会を創出します。

基本施策2 市民が文化芸術に参加・参画する場の整備

市民の余暇活動のひとつとして、文化芸術に参加・参画することが浸透しその活動の継続とステップアップが図れる環境づくりに努めます。

古河で文化芸術から学ぶ

文化芸術を
見つける
学ぶ
探求する

基本施策3 市民が文化芸術を通して知る・学ぶ機会の創出

文化芸術が様々な気づきや学びへの入り口になるよう、機会づくりに努め、その学びの継続を支援します。

基本施策4 地域の文化資源の発掘・再評価の促進

地域の文化資源を見つめなおし、新たな視点からその魅力を伝えることで、文化芸術を通じた地域への愛着と誇りを醸成します。

古河から文化芸術でつながる

文化芸術を
紡(つむ)ぐ
繋(つな)げる
広げる

基本施策5 多様な人々の文化芸術を通じた相互理解の促進

文化芸術を通して多様な人々とふれあい、年齢、人種、性別、信条などの違いを超えて互いを理解し合うきっかけづくりに努めます。

基本施策6 文化資源の活用と文化観光の推進

地域の文化資源に光をあて、来訪者が文化を通して古河を知り、体験する文化観光を推進し、地域の活性化に文化芸術の側面から貢献します。

古河の文化芸術を慈(いつく)しむ

文化芸術を守る
伝える
語り継ぐ

基本施策7 文化財の保護・保存・継承

市内の文化財を継続的に保護・保存・継承し、その歴史的価値への理解を促進します。

基本施策8 伝統文化の保護・継承

地域に根付く伝統文化を保護することで、歴史に根差したまちの魅力を次世代へと継承します。

課題と解決への取り組み

①文化芸術環境の改善・充実と文化芸術に触れる機会の拡大

1)文化事業の充実、多様な文化芸術、良質な芸術に触れる機会づくり

2)施設間連携による交流機会の提供と文化芸術に関する情報の集約・発信

②文化芸術の担い手の育成

1)市民文化活動、民俗芸能等市民が主体の活動における文化芸術の担い手

2)文化施設運営等、行政が主体の活動における文化芸術の担い手

3)民間主体の活動における文化芸術の担い手

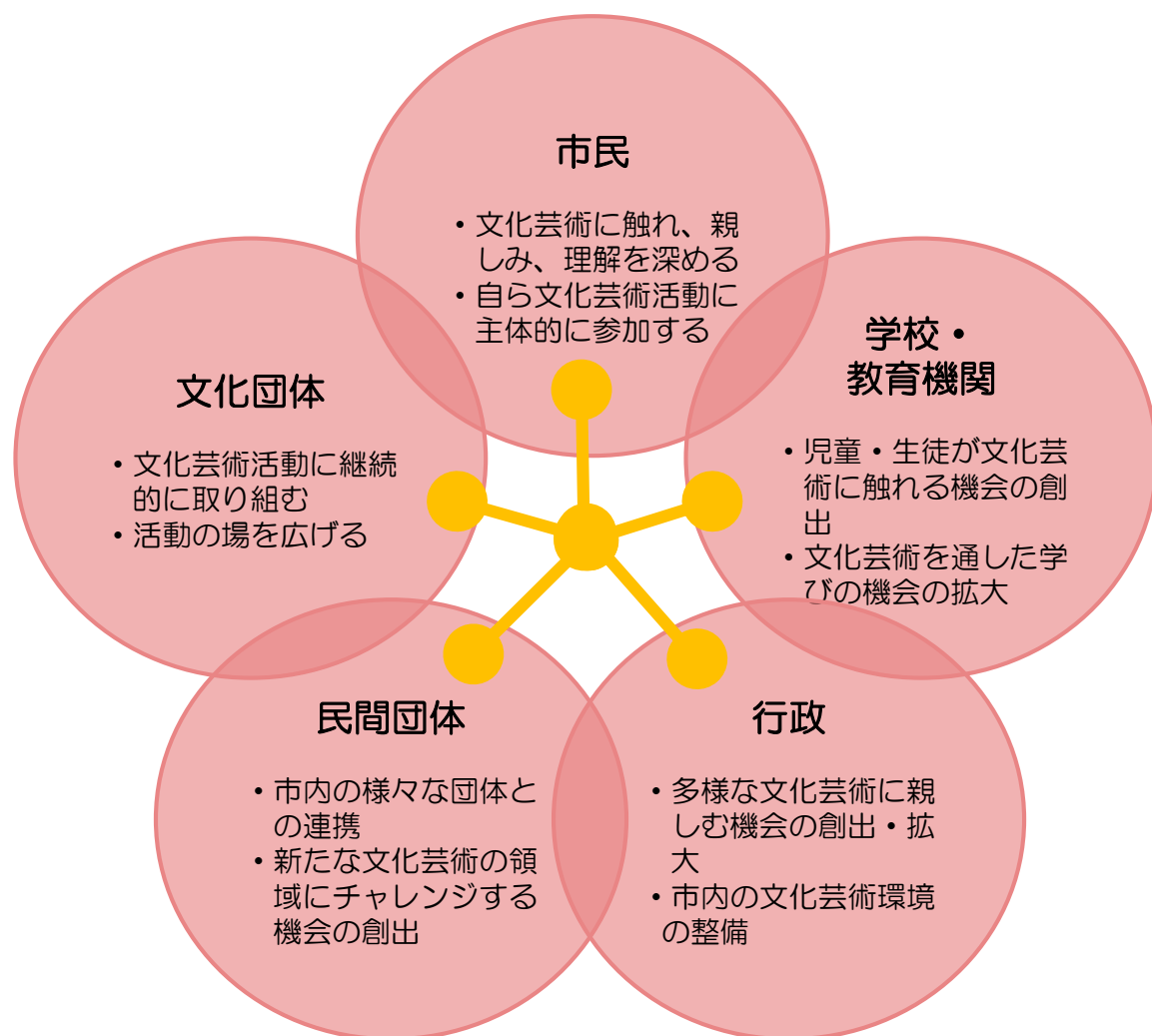
4)地域社会と文化芸術をつなぐ人材の育成

文化芸術振興基本計画の推進

【推進に向けた取り組み方針】

古河市の文化芸術は、市民・文化団体・学校・民間等、様々な主体に支えられています。本計画をもって、相互理解を深めながら連携を強化し、文化振興の推進に向けた新たな基盤づくりに取り組みます。

【各推進主体の役割】



古河市文化芸術振興基本計画
令和6年3月

発行：古河市教育委員会生涯学習課文化教育推進室
〒306-0204 古河市長谷町38番18号
☎0280-22-5111 fax0280-22-7114
E-mail: shougai@city.ibaraki-koga.lg.jp
URL: www.city.ibaraki-koga.lg.jp/